

政務活動費における交付決定一部取消及び返還命令について

川崎市は、令和 8 年 7 月 2 9 日、秋田 恵^{あきためぐみ}元川崎市議会議員に対し、令和 4 年度に交付した政務活動費について、賃借していた 2 室のうち、1 室が政務活動事務所としての実体を有しておらず、その賃料、電気料金及びガス料金を政務活動費として支出することは妥当性を欠くことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第 1 0 条に違反したものとして、「政務活動費交付決定一部取消通知及び政務活動費返還命令書」を通知しましたので、お知らせします。

1 対象者

秋田 恵 元川崎市議会議員

2 返還を命じる額

既交付額 1, 3 5 0, 0 0 0 円のうち、2 8 5, 3 2 3 円

【内訳】

事務所費（令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 6 月 2 2 日該当分）

賃料 2 7 2, 4 6 1 円

電気料金 7, 1 7 7 円

ガス料金 5, 6 8 5 円

3 返還の期限

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）

※ 過去の返還命令の合計額（2, 2 2 1, 3 9 8 円）に今回の返還命令額（2 8 5, 3 2 3 円）を足し合わせると、総額は 2, 5 0 6, 7 2 1 円 となります。

【問合せ先】

川崎市議会局総務部庶務課 柴田

電話（0 4 4）2 0 0－2 4 8 2

（内線 5 3 1 0 3）

(参考) 政務活動費における交付決定一部取消及び返還命令の概要

(1) 通知日

令和8年 7月29日(水)

(2) 対象

令和4年4月～令和4年6月交付分

(3) 既交付決定額

1,350,000円

(4) 取消しの内容及び理由

令和4年度に支出した政務活動費のうち、事務所賃料として支出した支出伝票(整理番号9001、9004及び9008)、事務所電気料金として支出した支出伝票(整理番号9003及び9007)及び事務所ガス料金として支出した支出伝票(整理番号9002及び9006)について、賃借している2室のうち、201号室は政務活動事務所としての実体を有しておらず、その賃料並びに使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ず、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第10条に違反したものであると認められる。

よって、事務所賃料として支出した上記支出伝票について、総額の1/2相当額である272,461円の交付決定を取り消す。

次に、事務所電気料金として支出した上記伝票について、201号室の使用に係る料金が不明であることから、総額の1/2相当額である7,177円の交付決定を取り消す。

また、事務所ガス料金として支出した上記伝票について、201号室の使用に係る料金が不明であることから、総額の1/2相当額である5,685円の交付決定を取り消す。

(5) 返還を命じる額

285,323円

(6) 返還の期限

令和8年 8月19日(水)

【参考】

○川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付

の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

（政務活動費の返還命令）

第14条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

令和8年7月29日

秋田恵元市議会議員に令和4年度に交付した政務活動費の 交付決定の一部取消し及び返還命令について

1 秋田恵元市議会議員の令和4年度の政務活動費について

秋田恵元市議会議員（以下「秋田元議員」という。なお、秋田元議員は令和4年6月22日に市議会議員を失職している。）の令和4年度の政務活動費について、令和4年7月27日に、秋田元議員から収支報告書及び支出確認書類が提出され、事務所費として、事務所の201号室に関する費用（賃料、電気料金及びガス料金）が支出されていた。

この201号室について、秋田元議員の令和元年度分から令和3年度分の政務活動費に関する住民監査請求において、監査委員は、201号室については、ソファとローテーブルしか備品が設置されていない状況を撮影した写真が存在し、その後、パソコン等の備品も設置された写真が撮影されているところ、秋田元議員の説明する写真撮影時期と、101号室に貼られたポスターの公表時期から、201号室にパソコン等が設置されたのは、令和3年7月以降であり、少なくともそれ以前は、201号室にはソファとローテーブルが置かれているのみであったと判断した。勧告が出されたことを受けて令和3年度に行われた令和元年度の政務活動費に関する市の検証や令和2年度の政務活動費に関する市の確認において、少なくとも令和3年7月8日まで201号室は、川崎市議会の「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」で定める政務活動事務所としての実体を有しておらず、201号室に関する費用（賃料、電気料金及びガス料金）を政務活動費から支出することは認められないとされた。

その後、令和7年10月29日の横浜地方裁判所における住民訴訟の判決結果において、令和3年度に支出した政務活動費の事務所費に関し、秋田元議員は201号室について、その室内の状況その他事務所としての形態を整えていることに関する立証をしないばかりか、監査において、具体的な理由とともに、101号室の写真の撮影時期が令和3年7月以降である旨を指摘されたにもかかわらず、101号室及び201号室の写真の撮影日について改めて説明した形跡はうかがわれず、201号室にパソコン等が設置された時期を特定することはできないとされ、201号室に係る賃料について、使途基準に適合しない経費であることの推認を覆すに足る証拠は見当たらず、市が返還命令を行っていない同月9日以降の201号室に係る賃料及び光熱費についても、本件使途基準に適合しない不適法な支出であるといわざるを得ないとされ、201号室に係る賃料及び光熱費については、秋田元議員の議員活動に必要な事務所としての実体を欠くにもかかわらず、政務活動費から支出していたというべきであり、秋田元議員には、これらの経費が

使途基準に適合しない経費であることについて、少なくとも過失があると言えるから、秋田元議員は、市に対し、２０１号室に係る賃料及び光熱費について不法行為に基づく損害賠償義務を負っているというべきであるとされた。

上記判決を経た後も、令和３年７月９日以降の２０１号室の使用実態について秋田元議員から新たな主張・立証がなされなかったことを受け、市は令和３年７月９日から同４年３月３１日の期間についても２０１号室は事務所としての実体を有していなかったと認めざるを得ないと判断したことから、令和７年１２月８日付けで秋田元議員に対し、令和３年度に支出した政務活動費の事務所費のうち、令和３年７月９日から同４年３月３１日までの賃料及び光熱費相当額の２分の１について交付決定の一部取消及び返還命令並びに地方自治法第２４２条の３に基づく支払請求を行った。

上記判決は、令和３年７月９日以降の事務所費について使途基準に適合しない不適法な支出である旨判断しているところ、この判断は事実上、令和４年度分の事務所費の支出についても当てはまると考えざるを得ないが、この点について秋田元議員本人からの主張・釈明を受ける機会を設け、その内容も考慮したうえで総合的に判断するため、令和４年度の２０１号室の使用実態について、秋田元議員自身に確認することとした。

確認は、政務活動費に関する業務を所管する議会局総務部庶務課で行うこととし、秋田元議員から提出された令和４年度の収支報告書及び支出確認書類のほか、秋田元議員に令和４年度分の２０１号室の使用実態に関する主張・釈明を文書提出により求めることにより、２０１号室の使用実態を確認することとした。

２ 秋田元議員の事務所の概要及び事務所に関する費用の支出状況

(１) 令和４年度における秋田元議員の事務所の概要

事務所への政務活動費の支出を行うに当たり、令和元年１２月に政務活動事務所台帳の写しとともに提出された賃貸借契約書から、次の事項が認められる。

ア 令和元年１２月１５日から令和４年１２月１４日まで、秋田元議員は幸区中幸町の３階建て建物の１階の１室（１０１号室）と２階の１室（２０１号室）の計２室を賃貸借しており、２室合計の面積は４３．６９㎡である。

イ ２室合計の賃料は、月額１９万９０００円である。

ウ 事業内容は、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

(２) 令和４年度における事務所に関する費用の支出状況

秋田元議員は令和４年６月２２日に市議会議員を失職した。令和４年７月２７日に秋田元議員から提出された令和４年度の収支報告書及び支出確認書類から、令和４年４月１日から同年６月２２日までの事務所費として、事務所賃料（１０１号室及び２０１号室の２室合計の賃料）では、振込手数料を含み５４万４９２３円を支出している。

また、４月分及び５月分の光熱費として、１０１号室及び２０１号室の２室合

計で、電気料金では1万4354円、ガス料金では1万1370円を支出している。

なお、水道料金は、101号室の使用料金のみ政務活動費から支出しており、201号室の使用料金は政務活動費から支出していない。

3 議会局から秋田元議員への確認事項

令和4年度分の201号室の使用実態を確認するため、秋田元議員に対し、令和8年4月24日、「令和4年度政務活動費の支出に係る主張・釈明に関する書面提出について」により議会局から主張・釈明の書面による提出を求めた。

4 秋田元議員の主張

秋田元議員から議会局に送付された主張・釈明書（令和8年5月15日付け、令和8年5月19日受領）の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 秋田恵は、201号室に関連する事情について、これまで必要な説明を行ってきたのであって、本件は、秋田恵が何ら説明していない事案ではない。
- (2) 行政側が秋田恵の従前の説明及び提出資料をどのように検討し、どのような理由で採用しなかったのかを具体的に示さないまま、201号室には実体がないとの結論を先に置き、その評価を賃料、電気料金及びガス料金へ連鎖的に拡張しているのが本質的な問題である。
- (3) 201号室に関する判断は、どのような目的で賃借され、どのような場面で使用され、どのような備品又は資料が置かれ、どのような政務活動関連の作業と結びついていたのか、また、室内の利用状況、出入りの実情、書類保管や執務との関係、101号室との役割分担などを踏まえて評価されるべきものである。
- (4) 秋田恵の説明のどの点が足りず、どの資料のどの点が採用し得ないのかが示されないのであれば、それは結局、書面提出の機会を与えたという外形のみを整え、実質的な検討を経ないまま結論を維持したに等しい。
- (5) 写真の撮影時期や説明経過について議論があるとしても、それは直ちに「201号室が政務活動事務所としての実体を有しない」という結論そのものに直結するわけではなく、写真が示し得るのはあくまで撮影時の一場面に過ぎず、それだけで部屋の継続的な利用実態全体を一義的に決することはできない。
- (6) また、返還予定額として「賃料及び光熱費の総額の2分の1相当額」としているが、なぜ2分の1という割合が導かれるのか、具体的根拠も明らかではない。
- (7) 賃料及び光熱費について、それぞれ独立した検討が行われた形跡は読み取れない以上、賃料及び光熱費をまとめて返還対象とする本件通知は、理由提示として不十分であり、予定処分に進む前提を欠いている。
- (8) 現通知後に新たな理由を整理したとしても、現通知時点における具体性不足を当然に治癒するものではなく、現通知のまま予定処分に進むことは相当ではない。

5 議会局の判断

- (1) 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）」では、第10条第1項において、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し、第10条第2項では、政務活動費は別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものと規定している。また、条例の別表では、事務所費について、会派又は交付対象議員が政務活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。

次に、指針において、事務所費で支出ができる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

- (2) 令和7年10月29日の横浜地方裁判所における住民訴訟の判決結果において、秋田元議員に関する令和元年度から令和3年度の事務所費の支出のうち201号室の賃料について、監査委員が不適法であると指摘していることは、その後の時期についても、使途基準に適合しない経費であることを推認させる一般的、外形的な事実であると解されたとしたうえで、この推認を覆すに足る証拠は見当たらず、市が既に返還命令を行った令和3年7月8日までのみならず、同月9日以降の201号室に係る事務所費の支出についても使途基準に適合しない不適法な支出であると言わざるを得ない旨判示した。この判断は事実上令和4年度の事務所費の支出についても当てはまると考えざるを得ないことは前述したとおりである。

- (3) 秋田元議員からは令和8年5月19日に主張・釈明書が送付されてきたが、その主張は独自の見解に立つものであり、令和4年度の201号室の使用実態を確認するに当たり、考慮すべき主張やその主張を裏付ける証拠は示されておらず、令和4年度の201号室の使用実態と関係のないことを主張するのみであった。

これまでも秋田元議員は、住民監査請求やその後に行われた議会局による検証、続いて行われた住民訴訟の場において、事務所費の支出について疑義が指摘されたにもかかわらず説明責任を果たしておらず、収支報告書を議長に報告することがその使途の透明性を確保することとなり、議員が議長に収支報告書の提出をすることによって、収支状況を議長に報告していることから透明性は既に確保されている等と主張し、201号室の使用実態に関する具体的な主張・立証は行っていないことから、4（1）の「秋田恵は、201号室に関連する事情について、これまで必要な説明を行ってきたのであって、本件は、秋田恵が何ら説明していない事案ではない」という主張は事実と異なる。また、4（2）以降は行政側の判断基準に独自の視点から言及しているが、処分の対象者である秋田元議員が評価すべき内容でも決定可能な事項でもなく、一方で、201号室の使用実態

や室内写真の撮影時期等に関する具体的な説明は一切記載されておらず、採用することができないものといわざるを得ない。

- (4) 秋田元議員の令和4年度分の政務活動費に関する住民訴訟において、令和7年10月29日の横浜地方裁判所における住民訴訟の判決結果を受け、令和7年11月27日提出の被告準備書面(2)で「被告としては、上記判決の判断を尊重し、秋田元議員が本訴において令和3年7月9日以降の201号室について上記推認を覆すに足りる十分な立証を次回期日までに行なわないときは、令和4年度の事務所費のうち201号室に係る部分について、これを違法と認め、川崎市条例に基づいて交付決定を取り消し、返還命令を行なうとともに、原告の請求のうち返還命令を行なった部分に相当する額について訴え却下を求める予定である」としたが、令和8年2月4日及び令和8年4月15日に秋田元議員から提出された準備書面において、考慮すべき新たな主張やその主張を裏付ける証拠は示されておらず、令和3年7月9日以降の201号室の使用実態と関係のないことを主張するのみであった。

- (5) 令和元年度から令和3年度の政務活動費に関する市の検証においても、秋田元議員は電気料金及びガス料金について、101号室と201号室の2室の合計額で支出していることから、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金を特定しようとしたが、秋田元議員は議会局のヒアリング調査に応じず、照会にも回答しなかったため、使用料金の特定に至らなかった。

しかしながら、令和元年度の政務活動費に関する市の検証結果から、101号室は机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されている一方、201号室はソファとローテーブルが設置されているのみで101号室より光熱費の使用量が多いとは考えにくいことから、1/2を限度として201号室の使用に係る料金を支払ったものと認定せざるを得ないと判断した。この判断は事実上令和4年度分についても当てはまると考えざるを得ない。

- (6) 秋田元議員から提出された主張・釈明書には、201号室が用途基準に適合する適法な使用状況であることを示す具体的な説明や証拠に関する内容は記載されていなかったことから、201号室が用途基準に適合する適法な使用状況であったと認めることはできず、令和4年度も201号室は事務所としての実体を有していなかったと認めざるを得ないため、令和4年度分の201号室に係る賃料及び光熱費についても、秋田元議員の議員活動に必要な事務所としての実体を欠くにもかかわらず、政務活動費から支出していたというべきであり、本件用途基準に適合しない不適法な支出であるといわざるを得ない。

6 結論

令和4年度分政務活動費における秋田元議員の事務所の201号室について、指針で定める政務活動を行う事務所としての実体を有していると認めることはできず、その賃料並びに使用に係る電気料金及びガス料金を政務活動費として支出する

ことは妥当性を欠いており、条例第10条に違反し、不適法と言わざるを得ない。

よって、令和4年6月22日までの事務所賃料の1/2相当額である27万2461円、事務所電気料金の1/2相当額である7177円及び事務所ガス料金の1/2相当額である5685円の合計28万5323円について、条例第13条及び第14条の規定により、政務活動費の交付決定を取り消し、返還を命じるものである。

〈参考〉

- 1 議会局から秋田元議員に送付した文書
令和4年度政務活動費の支出に係る主張・釈明に関する書面提出について
(令和8年4月24日付け)
- 2 秋田元議員から提出された文書
令和4年度政務活動費の支出に係る主張書面（令和8年5月15日付け、
令和8年5月19日受領）